

# 生活習慣病管理料の算定開始について

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年6月より「生活習慣病管理料」を算定することになりましたのでお知らせいたします。

## 《対象となる方》

高血圧症の方 / 脂質異常症の方 / 糖尿病の方

## 《費用について》

生活習慣病管理料（Ⅱ）333点

※ 3割負担の方で自己負担額は1,000円/月です。

※ 月に1回を限度に、受診の都度発生します。

## 《療養計画書の作成について》

ご病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。以前と比較して診察にお時間がかかる場合が想定されます。予めご了承ください。

## 《生活習慣病管理について》

患者様の状態に応じて、28日以上 of 長期の投薬や、リフィル処方せんを交付する対応を取っています。

当院では主に長期の投薬をご提案しています。